千葉大学大学院医学研究院における倫理審査等に関する規程

平成１９年１２月１０日

制定

（趣旨）

第１条　千葉大学大学院医学研究院及び医学部附属病院（以下「医学研究院等」という。）で行われるヒトを直接対象とした医学の研究が次の各号に掲げる宣言及び指針の趣旨に沿って倫理的配慮のもとに行われるよう，医学研究院において倫理審査及び生命倫理審査（以下「倫理審査等」という。）を行うものとする。

一　ヘルシンキ宣言（１９６４年世界医師会採択，２００２年世界医師会修正）

二　ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成１３年３月２９日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示）

三　人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成２６年１２月２２日文部科学省・厚生労働省告示）

（委員会の設置）

第２条　前条に規定する倫理審査等を行うため，医学研究院に倫理審査委員会及び生命倫理審査委員会を置く。

２　委員会の組織、審議事項及び審査手続き等に関し必要な事項は，別に定める。

（遺伝子組換え実験等の取扱）

第３条　医学研究院等において実施される遺伝子組換え実験等については，国立大学法人千葉大学遺伝子組換え実験等安全管理規程の定めるところによる。

（事務）

第４条　倫理審査等の事務は，医学部事務部において処理する。

（雑則）

第５条　この規程に定めるもののほか，倫理審査等に関する必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２３年３月１４日から施行する。

　　　附　則

　この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は，平成２７年８月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は，平成２７年１０月１日から施行する。